

原判決破棄、高裁に差し戻し

9/11 加茂生コン事件最高裁判決



「肩すかし食らった感じ」と判決後の記者会見で憤る吉田修さん。(左から2人目。左隣り久堀文弁護士、右に安井雅啓さん、森博行弁護士。司法記者クラブ)

●「義務」の解釈、組合主張認める判断示す

9月11日、加茂生コン事件の最高裁判決が出された。(第一小法廷、堺徹裁判長)

加茂生コン事件は、2017年11月、日々雇用労働者Mさんが組合加入して団交申し入れたところ、会社が団交申し入れを頑なに拒否したことが発端だ。会社はさらに、Mさんが子どもの保育園入所に必要な就労証明書の交付を求めたところ、組合加入前は交付していたのに加入後は雇用関係を否定するために交付を拒否した。関生支部がこれに抗議した行為が2年後に「強要未遂」とされたもの。

争点は、就労証明書の交付が会社の「義務」であるのかどうかとされた。検察は就労証明書交付は使用者の法的義務ではないと義務を限定的に解釈して、「義務なきことを強いた」のだから強要に該当するとして安井さんや吉田さんを逮捕、起訴したのだった。

一審京都地裁(2020年12月17日)は検察の主張を鵜呑みにして両名に執行猶予付有罪判決を出したが、控訴審の大阪高裁(2021年12月13日)は、義務は法的義務だけに限定されず、就労証明書の交付は使用者にとって社会生活上の義務だとの解釈を示し、一審判決を破棄して安井さんについては罰金に減刑、吉田さんについては無罪を言い渡した。

これに対し最高裁判決は、「義務」は法的義務に限定されないとの見地に立って、就労証明書の交付は「労働契約に付随する信義則上の義務」だとの判断を明確に示した。そして、この点で最高裁は、組合の主張を認めた大阪高裁判決について、「義務に関する第1審判決の事実認定の不合理性を指摘したものとして、その限度では是認することができる。」とした。

●重箱の隅をつつく

それなら、すっきり無罪判決を出せばいいのに、ここから最高裁判決の得も言われぬ屁理屈がはじまる。

「しかしながら、人に義務の履行を求める場合であっても、その手段として…(次頁につづく)

脅迫が用いられ、その脅迫が社会通念上受忍すべき限度を超える場合には、強要罪が成立し得るというべきである」にもかかわらず、大阪高裁判決は義務についての事実認定の不合理性を指摘しただけであって、第1審判決の（それ以外の）「認定が不合理であるかどうかを検討しないまま、強要未遂罪の成立を認めた第1審判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認があるとしたことは、是認することができない」。

とかく裁判所の文章はわかりにくいものだが、具体的には次のような点をあげて最高裁は高裁判決の認定が不十分だとケチを付けるのである。

たとえば、11月27日に組合と対応していた会社専務が高血圧緊急症を発症して体調不良になったとして救急車を呼んだ際の組合の対応について、大阪高裁判決は次のように認定していた。

それは電話で市役所担当者の説明を聞いた会社専務が、「就労証明書の作成等を拒むことが困難になるという状況的に追い詰められた際の突然の出来事で、（組合が）体調不良をにわかには信じられず、仮病を疑ったことには無理からぬ面があり、就労証明書の作成等を要求し続けたことも強く非難できず、救急搬送の妨害や暴言にも及んでいないから、脅迫には該当しない。」

だが、最高裁判決は、「仮病を疑ったとしても体調不良の認識が直ちに排斥されるわけではないから、仮病を疑ったことを指摘することによって、被告人両名が会社専務の体調不良を認識していたはずであるとした第1審判決の認定が不合理であることを十分に示しているとは言えない」。

こうした指摘がこのほかにも3点ほどあって、いずれも重箱の隅をつついて高裁判決に難癖を付けるものばかりだ。そして、高裁に差し戻しだというのである。

●最高裁は議論の土俵をまちがっていないか？

「肩すかしを食らった感じだ」と、判決後の記者会見で吉田修さんは憤懣やるかたない表情で語った。

これから大阪高裁で審理をやり直すと、判決は早くても来年後半だろう。そこで再び無罪判決を得たとしても、検察は再度上告するだろうから、いずれにしても今後2年前後は裁判に付き合わされる。憤るのは当然だ。

それでも、あきらめずにやるしかない。完全無罪獲得へ、もうひとふんばりやるしかない。